

令和1年8月23日

各位

不祥事件の発生について

この度、弊金庫におきまして、下記のとおり元職員による不祥事件が発生しました。信用を第一とする金融機関にあって、このような不祥事件が発生させ、お客さまをはじめ、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、衷心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

弊金庫元職員（男性、得意先係、30歳）が、平成31年1月から令和1年7月（本店営業部勤務時）にかけて、自らの遊興に費消するためにお客さまからお預かりした普通預金等に係る余剰金等を着服していました。令和1年7月5日、お客さまからの問い合わせがあり、調査を実施しましたところ、累計265,000円を着服していたことが判明いたしました。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明のうえで深くお詫びを申し上げ、当金庫が全額補填させていただきました。

なお、被害額につきましては、元職員より全額弁済を受けております。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては、監督官庁をはじめ、関係機関への届出、警察への報告を行っています。

4. 人事処分

当事者につきましては、8月9日付で懲戒解雇処分とし、役員をはじめ、管理監督面における関係者につきましても、厳正な処分を実施いたします。

5. 今後の対応

弊金庫は、今回の事件を厳粛に受けとめ、不祥事件再発防止に向けて、役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るとともに、内部管理態勢の一層の強化に役職員一体となって、全力で取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先

西尾信用金庫 リスク統括部（担当：平山、山田）
電話番号：0120-108-760（フリーダイヤル）
受付時間 平日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）